

「健康診断個人票」「健康自己申告書」の作成依頼について

2019年3月29日
国際交流基金アジアセンター

“日本語パートナーズ”派遣事業では、応募者の健康に関する適性について、派遣先国、地域の状況等を考慮したうえで、総合的に判断し、選考を行います。提出書類の作成に当たっては、「健康診断個人票」を医療機関に持参のうえ、受診してください。また、「健康自己申告書」は記入例を参考に自身で記入してください。

1. 健康診断個人票に係る留意点

- (1) 健康診断にかかる費用は自己負担です。医療機関によって費用が異なりますので、事前におおよその費用を確認することをお勧めします。
- (2) 2019年4月1日以降に健康診断・人間ドックを受診し、「健康診断個人票」の項目をすべて満たしている場合、その診断書内容を「健康診断個人票」に転記することが可能です。転記する場合は、受診した医療機関に依頼してください。ただし、転記にかかる費用は自己負担です。
- (3) 受診時の注意事項は、受診する医療機関の指示に従ってください。特に、薬（サプリメントを含む）を服用している方は、服用の可否についても予め医療機関に確認してください。
- (4) 女性は月経中を避けて受診してください。

2. 「健康自己申告書」の記入

- (1) 「健康自己申告書」には現在治療中の疾患及び既往症を正確に申告してください。正確に申告していない場合は内定取り消し、または、派遣期間の短縮となり、手当・旅費等を返還していただく場合があります。
- (2) いずれもA4サイズの片面印刷とし、必ず原本を提出してください。
- (3) インクが消せるボールペン（フリクションボールペン等）は使用しないでください。
- (4) 記入方法についてのお問い合わせは、(株)トラメディックまでお願いします。

株式会社トラメディック（担当：松本） 〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-3, 2F 電話問合せ時間：平日 9:30～18:00 E-Mail: medi-s.info2@medi-s.net TEL: 03-3519-7575 / FAX: 03-3519-6678
--

※ (株)トラメディックは、国際交流基金アジアセンターが“日本語パートナーズ”派遣事業の一部の業務を委託している会社です。健康診断を実施する医療機関ではありませんのでご注意ください。

3. 再検査、既往症

- (1) 健康診断の結果、「再検査」や「要精密検査」の診断が出た場合は、その結果も併せて提出してください。
- (2) 既往症をお持ちの方で、医療機関から発行された最新の治療内容、検査データ等がある場合は、併せて提出してください。

4. 書類に不備があった場合の取扱い

記入漏れ等書類の不備があり当基金より連絡をした場合、締切日までに再提出等の、追加の対応が必要となります。再提出のために締切日の延長はできません。締切日までに再提出が間に合わない場合、不備のある状態にて渡航の可否を判定しますので、記入漏れがないか必ず確認のうえ、提出してください。また、再提出等の場合はメールもしくは電話で連絡しますので、その際は速やかに対応してください。

※以下特に不備が多い事項です。ご注意ください。

- －「健康診断個人票」：「健康診断を実施した医療機関名」（医師の氏名だけでなく医療機関名の記載があるかも確認してください。）
- －「健康自己申告書」：1 ページ「◆現在の症状」および「◆アレルギー」（「ない」もしくは「ある」に○をしてください。「ある」の場合、「症状」等詳細を忘れずに記入してください。）

5. 受診後の注意事項

内定後は、健康状態の保持・増進にいつそう配慮して、怪我や病気に注意してください。健康状態に変化があった場合は、速やかに下記まで連絡してください。

※国際交流基金アジアセンター日本語事業第2チーム

[TEL] 03-5369-6136

[E メール]nihongopartners@jpf.go.jp

派遣前に、事故や病気、怪我などの発生などにより、健康状態に変化があった場合は、健康上安全に派遣できるかどうかについて、再評価や再判定が必要になります。その結果、当基金が派遣先での生活や活動が困難と判断した場合は、内定が取り消しになることがあります。

以上